

監獄の中で自由を奪われた人々の人権に関心を寄せるすべての人へ

監獄人権センター



外部交通（面会・文通）問題の手引き

Ver. 1.0



はじめに 2

外部交通問題とは／法律改正の経過／法律が変わって

被収容者処遇法の規定 3

法律の組み立て／受刑者と死刑確定者の相違／さまざまな制限の根拠／通達による制限強化

信書の発受、面会、差入・宅下げを不当に制限された場合の対処法 4

■不服申立制度の活用 4

■審査の申請 4

◆申請方法／◆審査の申請の対象／◆再審査の申請／◆裁決の効果／

◆審査の申請で「却下」となるケースにみられる注意点／◆申請書の書き方のコツ

■苦情の申出 6

◆苦情の申出ができる事項、申出の相手／◆申出の方法／◆処理結果の通知

■刑事施設視察委員会 7

◆投書できる内容／◆投書の方法、投書の扱い

■面会制限への対処 7

資料①：法制定時の附帯決議 9

資料②：刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律より 10

資料③：刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する規則より 14

資料④：被収容者の外部交通に関する訓令 16

資料⑤：依命通達 被収容者の外部交通に関する訓令の運用について 17

[論考] 外部交通に関する近年の取扱いについて [面会を中心に] 22

チャート図：刑事被収容者処遇法の不服申立制度 24

はじめに

外部交通問題とは

「外部交通」とは被収容者と外部の家族や友人、弁護士等との文通や面会による交流のことをいいます。「差入れ」や「宅下げ」も物品を介したコミュニケーションとして関連する問題になります。

その被収容者が起訴前の段階か、裁判中か、懲役刑が確定して受刑中なのか、死刑判決が確定して執行を待つ身なのか、その立場により、また、交流の相手との関係により、様々な制限があります。

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下、本冊子では「被収容者処遇法」と略記します。一般には「刑事収容施設法」などと略されています。）はその権利と制限を様々に定めていますが、そこには明記されていないこともたくさんあり、施設側と被収容者との見解の相違が重大な軋轢を日々現場にもたらしています。

法律改正の経過

2002年（平成14年）10月に発覚した「名古屋刑務所事件」は刑務官が、危険な「革手錠」を用いるなどして受刑者を死傷させていたもので、旧「監獄法」を見直す契機になりました。

※名古屋刑務所事件：名古屋刑務所で、2001年（平成13年）12月に刑務官が受刑者の尻に消防用ホースで放水し死傷させた事件や、2002年（平成14年）5月と9月に刑務官が革手錠で締め付けて受刑者を死傷させた事件が発生。現職刑務官が特別公務員暴行陵虐罪で起訴され、その後、有罪判決が確定しています。

有識者による行刑改革会議が設置され、同会議は9ヵ月の議論を経て、2003年（平成15年）12月22日付で「提言」をまとめます。副題は「国民に理解され、支えられる刑務所へ」というものでした。社会から隔絶された閉鎖的な行刑のあり方が問題にされ、被収容者の「外部交通の拡大」が求められました。

「提言」を受けて法改正が進められ、旧「監獄法」に替わる法律が、2005年4月から2006年5月にかけて段階的に施行され、現在に至っています。

ちょっと煩雑かもしれませんが、その「段階」を説明しておきます。

まず「**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律**」（以下「受刑者処遇法」と略記）が2005年（平成17年）5月18日付で成立し（第162国会）、翌年（2006年）の

5月24日から施行されました。反対の声が高い「代用監獄」＝警察留置署の扱いを後回しにして、受刑者処遇法が先に成立したのです。

その受刑者処遇法の改正という形で、未決拘禁者や死刑確定者等の処遇を含んだ現行の「**刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律**」は2006年（平成18年）6月2日付で成立し（第164国会）、翌年（2007年）の6月1日から施行されました。

法律が変わって

法律の施行規則は施行の直前まで明らかにならなかったもので、具体的に処遇がどのように変化するか、開始されるまで期待と不安が募りました。とりわけ外部交通の拡大の如何は注目されていました。

受刑者処遇法の施行後、それまで外部交通が認められずにいた被収容者の友人たちにも、手紙が届きました。日本中の刑務所の面会室に再会をはたした喜びの声が満ちました。

しかし、それも長くは続きませんでした。

その後、法改正の理念は徐々に後景化され、旧法同様に社会との関係を絶つことを原則とするかのような運用が強化されています。

その状況に対して、監獄人権センターにも多くの相談が寄せられています。

個々の具体的なケースは多岐にわたり、包括的な回答を提供するのは困難ですが、それでも、問題の事例には一定のパターンがありますので、本冊子では、そのパターンに応じて私たちからアドバイスできることをまとめて紹介しますので、参考にしてください。

監獄人権センターが発足した当時は、刑務所の実態は出所者を通じて聞き取るほかないブラック・ボックスでした。今は、制限が強化されつつあるとはいえ、被収容者から当センターにも直接、報告や訴えが寄せられ、私たちがその実情をある程度知ることが出来ます。外部交通権とはまさに社会と被収容者の「命綱」なのです。

※以下、本冊子では、主に、該当者の多い受刑者の処遇を対象にして検討します。なお、本冊子では詳述しませんが、弁護士との外部交通は、家族、友人との関係よりも何かと保障されていることが多いようです。

※また、施設、所長、受刑者の優遇区分による差も大きいのですが本冊子では詳述を控えます。

被収容者処遇法の規定

法律の組み立て

被収容者処遇法では第百十条から第百四十八条までを外部交通の規定にあてています。以下右頁の条文を参照ください。

まず「第一款 受刑者についての留意事項」（第百十条）は「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない」と記しています。これこそ監獄法が改正された重要なポイントの一つといえるものですが、その理念がないがしろにされつつあるのが憂うべき現状なのです。

続く「第二款 面会」と「第三款 信書の発受」で、それぞれ、①受刑者、②未決拘禁者、③未決拘禁者としての地位を有する受刑者、④死刑確定者、⑤未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者、⑥各種被収容者の6目に分けて規定しています。

③、⑤は刑が確定したのちに、余罪が発覚した場合などが対象になります。⑥の各種被収容者とは、①～⑤にあてはまらない被収容者で、解説書には、例えば仮釈放の取り消しなどの審理のために留置されるような例があげられていますが、かなり特殊なケースになります。

面会や文通が、被収容者の権利として一般的に認められているのか、施設長の裁量によって特別な場合に認められているのかに注目して読み込んでみましょう。（権利面会、裁量面会については本冊子p22～23での論考でも解説されています。）

受刑者と死刑確定者の相違

条文の理解のために、受刑者と死刑確定者について、（面会の相手方）と（発受を許す信書）がそれぞれどのように定められているかを検討してみましょう。

被拘禁者処遇法の第百十一条（受刑者の面会の相手方）と第百二十条（死刑確定者の面会の相手方）、第百二十六条（受刑者の発受を許す信書）と第百三十九条（死刑確定者の発受を許す信書）の項目を見てみましょう。似たような言いまわしですが、違いがわかったでしょうか。

大雑把に区別すれば、受刑者については、面会は、親族や重要用務者とは認められるが、それ以外の者

とは「交友関係の維持」その他面会を必要とする事情があり、支障がないことを条件に認められる。文通は特に禁止されるべき理由がないかぎり一般的に認められる、ということになります。

死刑確定者では、面会と文通の相手先について特に差が設けられていません。「心情の安定に資する」場合は認めなければいけないことになっています。旧・監獄法の時代には、1963年の通達で、「心情の安定を害するおそれのある交通も、また、制限されなければならない」として、死刑確定者を社会から隔離してきました。それもあって、法改正時には、「心情の安定」の文言を入れることに強い反対意見があったのですが、死刑確定者の処遇にあたっては特別な配慮が必要であるという主張により導入されたものです。そのため、「心情の安定」を、「死刑確定者の権利を制限する原理であると考えてはならない」ということが、法改正の国会審議でわざわざ附帯決議されたのです。

さまざまな制限の根拠

さて、外部交通については相手方以外にも様々な定めがなされています。受刑者の面会では、立会いの可否（第百十二条）、一時停止や終了させる場合の要件（第百十三条）などです。第百十四条では、刑事施設の長が、法務省令の定めに基づいて、相手方の人数、場所、時間、回数等、「管理運営上の必要な制限をすることができる」としています。

ただし、面会の回数制限は一月に二回を下回ってはなりません。

また、文通については、検査の要件（第百二十七条）、発受を禁止する場合の要件（第百二十八条）、信書の内容によって差止めする要件（第百二十九条）、また第百三十条で、信書の作成要領、発信日や通数など、管理運営上必要な制限ができるとしています。

ただし、通数を制限する場合も一月につき四通を下回ってはなりません。

省令（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則）ではさらに、用紙の枚数制限をする場合は5枚を下回ってはならないこと、一枚の用紙に記載する字数について制限をするときは、その字数は四百字を下回ってはならないことなども定められています。

通達による制限強化

2007年（平成19年）5月30日付の「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）」は、拡がりかけた外部交通を極めて制限するものでした。例えば面会の相手方について、「知人・友人との交友関係を維持するための面会は、受刑者が知人・友人と継続的に交際を行ってきたことが認められる場合に許すことができること。したがって、このような知人・友人との継続的な交際の実態があることの確認ができていない場合にあっては、受刑者又は面会の相手方の主観的な届出等の内容はともかくとして、客観的にその事実の確認ができるまでは、必ずしも面会を許すことにはならないこと。」などとしています。かつて「監獄法」で特に定められていないことを、通達で規制してきたことが繰り返されているかのようです。こうした通達による事実上の「骨抜き」がまかり通るとしたら、それは被収容者処遇法の、なお不十分な点を示すものに他なりません。なによりも法の目指したところをしっかりと共有したいものです。

信書の発受、面会、差入・宅下げを不当に制限された場合の対処法

次に、外部交通等が制限された場合の対処方法について説明します。

制限を受けた際には、不服申立制度及び刑事施設視察委員会への情報提供による対処などがあります。1種類のみでの対処を行うよりも、複数の対応を同時に行うことで問題が改善されやすいようです。なお、訴訟による解決の可能性もありますが、本資料では触れません。

■不服申立制度の活用

被収容者処遇法（以下「法」と略）には、不服申立制度が設けられました。これには、①審査の申請、②事実の申告、③苦情の申出があります。外部交通等の制限について利用できるのは、①審査の申請と③苦情の申出です。

■審査の申請

審査の申請とは、刑事施設長によって、法157条に掲げられた措置を受けた本人が、その措置について審査を申請し、矯正管区長の裁決を求める手続き

です。

裁決には却下、棄却、認容の3種類があります。

裁決が却下の場合、審査を求める措置の違法・適法が判断されません。例えば、申請期間を過ぎている場合や、審査の申請の対象となっていない措置について申請を行った場合等、手続きを利用するための前提を欠いている場合がこれに当たります。

棄却は、措置の判断をした結果、申請の理由が無い（措置の内容が適法である）場合になされます。

認容は、措置の判断をした結果、申請に理由があるときになされます。認容の裁決がなされると、措置の取り消しや変更がなされます。

◆申請方法

審査の申請は、矯正管区長に対して書面でしなければなりません（法157条1項）。作成要領付きの申請用紙（全国共通）を施設が用意しています。書き切れない場合は便箋で追加することもできます。申請書を書くのに願箋提出を要求し、願箋を提出しないと申請用紙を交付しない施設もあるようですが、刑務所側がなかなか定型の用紙を交付しない場合は、便箋に書いて直接郵送することも可能です。通達でも直接郵送することを認めています。

審査の申請は、「措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内」にしなければなりません（法158条1項）。また、申請は処分を受けた被収容者本人しかできず（法157条2項）、弁護士や家族・友人が代理人や補佐人に付くこともできません。証拠提出の権利も保障されていません。

◆審査の申請の対象

刑事施設長が行う措置のうち、法157条1項1号～16号に列挙されているものに限られます。それらの措置に不服のある者は、書面により、その措置を行った施設（通常は在所している施設）を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請を行うことができます。

信書の発受、金品の宅下げについて審査の申請を行えるのは以下の場合です。

①保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分（2号）

刑事施設の長は、被収容者が、保管私物又は領置されている金品（受刑者が、その作成した文書図画を除く）について、他の者（当該刑事施設に収容されている者を除

く)への交付(信書の発信に該当するものを除く)を申請した場合には、「交付(その相手方が親族であるものを除く。次号において同じ)により、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」、「被収容者が受刑者である場合において、交付により、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」、「被収容者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき」に該当する場合を除き、これを許すものとされています(法50条)。ここでいう「交付」とはいわゆる宅下げのことで、刑事被拘禁者から施設外の人へ物品や現金を渡すことです。

保管私物又は領置されている金品の宅下げが許されない時には審査の申請を行い、処分の当否の判断を求めることができます。

②信書の発受の相手・内容・方法による制限(11号)

法は信書の発受の相手について発受の禁止、内容について発受の差し止め、該当箇所の削除、該当箇所の抹消を認めています。信書の発受が認められなかったり、削除や末梢の扱いを受けたりした場合には、その当否の判断を求め、審査の申請を行うことができます。

③自作の文書図画の宅下げに関する制限(11号)

また、自分自身で執筆した文書や制作した絵等(図画)の宅下げが認められない場合も審査の申請の対象となります。

④差し止めた信書、削除した信書の一部、信書の抹消部分の複製を釈放時に引き渡さない処分(12号)

刑事施設の長は、受刑者の釈放の際に、差し止めた信書、削除した信書の一部、信書の抹消部分の複製をその者に引き渡すものとすると言われていますが(法132条3項)、「その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする」(132条5項)とされています。この処分は、釈放後も被収容者であった方は審査の申請を行うことができます。また、在所中に審査の申請を行い、結果が出る前に釈放となった場合でも、不適法却下とはされません。

◆再審査の申請

審査の申請の裁決に不服がある場合には、裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内に、法務大臣に対して「再審査の申請」を行うことができます(法162条)。

審査の申請をする際は、棄却されても諦めずに「再審査の申請」まで行うことが重要です。法務大臣が「再審査の申請」を棄却しようとする場合(却下の場合を除く)には、学者や弁護士などで構成される「**刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会**」の意見を聴くことになっているためです。「審査の申請」を棄却又は却下する際には検討会は関与しないので、「再審査の申請」まで尽くすことに意義があります。

この機関は被収容者処遇法にも被収容者処遇規則(法務省令)にも規定されていませんが、「行刑改革会議の提言」に基づいて2006年1月に法務省内に設置され、活発に活動しています。これまでも、外部交通の制限に関する事案などを中心に、法務大臣の原案のいくつかを覆したり、再調査させたりしています。

◆裁決の効果

取消し・変更の裁決は告知(送達)によって直ちに効力を生じます。これが**認容裁決**の本来の効果です。

認容裁決にはこの他にも、原処分をした施設長を法的に拘束する次のような効力があります。

①施設長は裁決に対して訴訟を含めていかなる手段でも争えません。

②被収容者の申請に基づく処分(例えば、信書の発信を不許可とした処分)が取り消された場合は、それだけでは単に処分がなかったことになるだけなので、施設長はさらに裁決の趣旨に従った処分(つまり当該信書の発信を許可する処分)を行わなければなりません(以上、法161条2項による行政不服審査法43条1項2項の準用)

③また、明文の規定ではありませんが、理論上当然に、原処分と同一事情のもとで同一の理由で同一

再審査の申請の成功事例

受刑者が信書の発信を試みた際に、刑事施設が「犯罪に対するしよく罪の関心が薄れ、自覚を促す機会を喪失するおそれがある」等の理由を付けて信書の発信を不許可とした事例について、再審査の申請の裁決により、覆されたケースがあります。法務大臣は、施設が懸念した「おそれ」が抽象的な可能性にとどまるとして、「合理的な根拠に基づき、本件差し止め措置を執ったものとは認めることはできない」と判断したのです。

の処分はできないという拘束力があります。

◆審査の申請時で「却下」となるケースにみる注意点

①発信不許可の決定を受けていない場合

刑務官等から信書の発信を控えるように言われ、発信できなかった場合に、審査の申請をしても、対象事実が無く不適法と判断され、却下となるケースが多くあります。

「発信を控えるように」との指導に従った被拘禁者は自発的に発信を希望しなかったことになり、刑事施設長による発信の不許可の決定（行政処分）を行ったことにならないからです。被収容者にしてみれば、担当職員から「こんなものは認められないぞ」と言われるだけで、発信不許可になったと思うことでしょう。その錯覚につけこんだ「指導」に他なりません。正式な「処分」を行うためには該当する文書の保管など煩瑣な手続きが求められるからです。

審査の申請で裁決を求めるためには、発信の希望を施設に伝え、刑事施設長の正式な発信不許可の処分を得た上で、審査の申請をする必要があります。

刑務官の指導に納得できず、発信を希望するので、不許可であるならばその旨の正式な処分をしてほしいと伝えることだけで、発信が可能となる事例もあります。

②面会が許されなかった場合について審査の申請は

審査の申請をする場合の記入例

申請の趣旨

××年×月×日に発信を願い出た〇〇△△宛て信書の発信不許可処分の取消を求める。

申請の理由

私は、刑事裁判が確定する前から、カトリックのシスターである〇〇△△さんと定期的に文通や面会を行っており、×年×月に当所に入所してからも、ずっと文通を続けてきました。〇〇さんの導きによって、私は、当所でキリスト教（カトリック）の教誨も受けるようになりました。ところが、今年（××）年の×月×日、私が〇〇さんへの手紙を発信しようと思い出たところ、不許可とされました。

〇〇さんは、「犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」（法 128 条）ではありませんし、もちろん、法 129 条によって差し止められるような内容ではありません。

したがって、発信不許可の取消を求めます。

できない。

残念ながら、現在の制度では、面会を許さない処分については審査の申請の対象になっていません。審査の申請の対象を定めている条項（法 157 条 1 項）に面会は含まれていないのです。面会を認められなかった日以降に、その処分を取り消しても、救済することができないから、というのがその理由にされています。

◆申請書の書き方のコツ

申請書の書き方のポイントは、「申請の趣旨」と「申請の理由」を簡潔に要点を押さえて書くことです。「申請の趣旨」は、訴訟でいえば「請求の趣旨」に当たるもので、処分を特定しそれに対してどのような裁決を求めるのかを一言で書きます。例えば、信書の発信であれば「〇〇〇〇年〇月〇日に発信を願い出た△△△△宛て信書の発信不許可処分の取消を求める。」という具合です。「申請の理由」は、訴訟でいえば「請求の原因」に当たるもので、その処分のどこがなぜ違法又は不当であるのかを過不足なく書きます。あまりダラダラといくつものことを書くと、かえって論点をはぐらかされるので、問題の核心に絞って書きましょう。

■苦情の申出

◆苦情の申出ができる事項、申出の相手

苦情の申出は旧監獄法の「情願」に似た制度です。苦情の申出ができる事項は、「自己が受けた処遇」に関するものなら制限はありません。申出の相手は法務大臣（法 166 条）、監査官（法 167 条）、刑事施設の長（法 168 条）です。「審査の申請」や「事実の申告」と違って、いきなり「法務大臣に対する苦情の申出」をすることもできます。

◆申出の方法

苦情の申出には申出期間の制限もありません。法務大臣への苦情の申出は書面でしなければなりませんが、監査官や所長に対しては口頭でもできます。法務大臣と監査官あてには全国共通の用紙を施設が用意しているので、それを使ってもよいでしょう。刑務所職員に内容を知られないための措置や不利益取扱いの禁止は審査の申請などと同様に保障されています（法 169 条、170 条）。

監査官に対する苦情の申出は、監査官が「実地監査」に来所したときに行うことが想定されているよ

うです。監査官の实地監査は各施設について「毎年一回以上」行うことになっています（法5条）。

◆処理結果の通知

苦情の申出については、「これを誠実に処理し、処理の結果を…通知しなければならない」（法166条3項、167条4項、168条4項）としているのみで、審査の申請や事実の申告のような回答期限も、「通知」に理由を付記することも要求されていません。また、旧監獄法施行規則にあった「所長面接」制度のように、所長やその代理者が受刑者と面接することも要求されていません。しかし、「誠実処理」には面接して事情聴取したり、措置の説明をすることも含まれ、請願や苦情の処理は施設長の一般的な職務でもあるので、旧法下でと同様に所長や担当幹部に面接を求めるのもよいでしょう。実際に、多くの施設で新法下でも旧法時代の所長面接と同様に「代理者による事情聴取」「代理者による口頭での通知」や「教示」という形で幹部面接が行われているようです。

■刑事施設視察委員会

刑事施設視察委員会は刑事被収容者処遇法で新しく設けられた機関で、刑務所・拘置所の本所ごとに「〇〇刑務所視察委員会」のような名前で設置されています。地元の弁護士会や医師会や自治体などから推薦された人を法務大臣が任命します。視察委員会は刑事施設の運営について所長に意見を述べる権限を持っています。被収容者と面接して事実を調査したり、職員に資料の提出を求めることもできます。刑事施設の長は、できる限り、委員会が述べた意見を刑事施設の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする（規則第6条の2）とされています。

◆投書できる内容

視察委員会に投書できる事項に制限はありません。視察委員会は個人の不服申立てを審査する機関ではないので、自分の処遇に対する具体的な救済を求めることはできず、また、個々の提案に逐一回答を期待することもできません。

しかし、自分の処遇に関することでも他の被収容者にも共通する扱いであったり、処遇の根拠となっている規則についての意見・提案なら問題はありませぬ。施設側で用意する投書用紙の表題は「意見・提案書」となっていますが、処遇についてのあらゆる

項目が挙げられており、希望する対応も「改善してほしい」「調査してほしい」「施設や上級庁に伝えてほしい」と選べるようになっています。委員との面接を希望することもでき、実際に多くの施設で委員による面接が実施されています。

また、年に1回、各施設ごとの視察委員会の活動とそれに対する刑務所側の対応をまとめた報告書が、法務大臣官房から公表されます。これによると、視察委員会の意見を受けて、鏡や時計を設置したり、これまでカレーを箸で食べていたのをスプーンに変えた施設や、職員が名札を付けるようになった施設もあります。

◆投書の方法、投書の扱い

各施設に設置されている「提案箱」に投かんする方法と手紙で直接「〇〇刑務所視察委員会」あてに郵送する方法があります。施設側は「提案箱」方式を推奨していますが、直接郵送も訓令・通達で認められています。どちらの場合にも、施設側が用意している用紙に記入してもよいし、私物の便箋に自由な形式で書くこともできます。用紙を交付するのに願箋提出を要求する施設もあるようですが、審査の申請などの場合と同様、このような扱いに法的な根拠はありません。用紙を交付しない場合は、便箋に簡潔明瞭に提案を書いて、直接郵送で投書すればよいでしょう。視察委員会あてと明記すれば、施設側は検査できません。

視察委員会への投書は、「審査の申請」「事実の申告」「苦情の申出」の場合と同様に、施設の職員が読むことができないように保管されます。視察委員会には委員の許諾がなければ施設の職員は出席できず、委員会の運営方法や提案の扱いもすべて視察委員会が自主的に決定することになっています。

■面会制限への対処

友人等が刑事施設を訪れ受刑者に面会を求めたのに面会が認められなかったという事例が多くあります。本来であれば、面会不許可についても不服申立制度等により、その制限の当否についてチェックを受けるべきところですが、面会不許可は現在の審査の申請の対象となっていない。そこで、刑事施設視察委員会への情報提供を通じて、施設運営全体の問題として取組むように促すことが考えられます。

個別の面会制限事例に対しては、なかなか有効な

手段がないのが実情です。しかし、以下に該当する場合は、面会の実現の可能性を広げるために、面会希望の方に面会目的を施設に明確に伝える重要性を説明しておく必要があります。受刑者の側から、施設に事前に説明することは困難ですから、事前に信書でやり取りをする中で、伝えることが重要です。

①面会の目的に信書では不十分で、面会が必要不可欠であることを説明する。面会を断る理由として「信書で済むことは信書で済ませなさい」という指導をすることが頻発しているためです。信書では不十分な例えとして、「健康状態が心配なので実際に対面して心身の状況を確認したい」、「障害等の理由で信書でのやり取りでは十分な意思疎通が困難である」等があります。

②事業の維持に関することや婚姻等の受刑者にとって「身分上、法律上、業務上の重大な利害」がある事柄が面会の目的に含まれていることを施設に説明する。

③単なる友人ではなく、釈放後に社会復帰を支援してくれる方など面会が受刑者の改善更生に資すること、そして、面会による支援が出所まで途切れることなく継続的に行われることこそが重要であることを施設に説明する。

面会の曜日や時間の制限について

◆仕事を休んではるばる遠方から訪れたのに、面会時間は数分間だった……そんな嘆きをよく待合室で耳にします。省令（刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する規則）では次のようになっています。

「(面会の時間の制限)

第七十三条 法第一百四十四条第一項の規定により被収容者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回ってはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、五分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。」……この結果、限りなく5分に近い制限もまかりとおっているのです。なお、事前に「面会時間延長願」を出しておく、多少配慮されることがあるようです。

◆週休二日制が一般的になる前は当然のように土曜日でも午前中は面会や差し入れができました。行刑改革会議でも、被収容者の家族、友人が面会しやすいように土曜日や日曜の面会ができることが望ましいという意見が出されました。現在、部分的に土曜日の面会に対応する施設も出ていますが、ごく限られた時間帯で、事前に予約申し込みが必要であったりするなど、たいへん使いづらい制度になっているのは残念です。

視察委員会への情報提供例

[備え付けの用紙(右参照)を使う場合]

身分の項目:「受刑者」に○

意見・提案の分類:「外部交通」の「面会」に各○

自由記載欄:

私は平成××年×月から、私の中学校時代の恩師にあたり、現在は家業の会社を継いで、その経営にあたっている〇〇さんと文通を行い、半年に1回程度は面会も行ってきました。〇〇さんは、私が出所したら、経営する会社で雇用して下さると約束し、私の刑事裁判でも証言して下さいました。ところが今年の×月×日、「出所までまだ相当の時間があるので、今後は文通のみ認め、面会は認めない」と通告されました。周りの受刑者に聞くと、同じように、これまで認められていた面会を禁止されるようになった人が続出しています。私ひとりの問題には留まらないので、面会の許可・不許可の判断について、調査のうえ、改善するよう所長に勧告をして頂くよう、要望します。

希望する対応: 1と2に○

別紙様式 3

〇〇〇〇視察委員会

いけん ていあんしよ
意見・提案書

- 発信あなたが収容されている刑事施設の運営についての意見・提案を記載し、所定の提案欄に記入してください。記名の記載はありません。
- 提出された意見・提案については、監獄長等の活動のための参考として活用します。
- 提出された意見・提案に関する個別の面会には応じることはできません。

あなたの身分	1 受刑者 2 被拘留者 3 その他()
意見・提案の分類 (○を○つだけ付けてください。)	(保護衛生・医療) 1)運動 2)文芸 3)簡筆等 4)健康診断 5)診察等 6)その他 (矯正及び秩序) 1)制止等の措置 2)補給、手続及び補装衣 3)康復室 4)その他 (矯正送達) 1)移送 (①移送指定 ②康復室 ③禁室衛生 ④移送報告書 ⑤その他) 2)設備整備 3)材料整備 (外部交通) 1)簡答 2)簡答 3)その他 (その他) 1)物品の貸手・支給・返却 2)盗品の取扱い 3)禁室上の行為等 4)職務等の履修 5)刑限の緩和 6)経過措置 7)余暇活動 8)懲罰 9)不服申立て 10)その他
自由記載欄 (意見・提案の内容を簡潔に記載してください。)	
希望する対応	1)改善してほしい 2)譲渡してほしい 3)施設や「家」に伝えてほしい
委員会使用欄 (※この欄には記入しないでください。)	(確認日) 平成 年 月 日 (処置) (確認者)

資料①：法制定時の附帯決議

附帯決議は、国会の衆議院及び参議院の委員会が法律案を可決する際に行う決議で、法律的な拘束力はありませんが、政府はこれを尊重することが求められます。慣例として、全会一致で決議されています。

以下、受刑者処遇法と被収容者処遇法の制定時の参議院法務委員会の附帯決議を紹介するのは、法律の目ざそうとした理念が明確に表現されていると思うからです。(衆議院法務委員会でもほぼ同様の決議がなされています。)残念なことに、附帯決議は法律そのものではないので、現場では大変軽んじられている傾向にあります。初心を逸脱した運用の戒めとして、共有しておきたいものです。

■受刑者処遇法／参議院法務委員会での附帯決議

(平成一七年五月一七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 刑事施設における過剰収容状況を早期に解消し、単独室原則を考慮した居室環境や一日一時間を目標とした運動環境の検討を含め、被収容者の生活環境の一層の改善を図るとともに、刑事施設職員の過酷な執務環境を改善するため、必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。
- 二 刑事施設における医療充実のため、関係省庁とも連携し、十分な医師等を確保するとともに、地域医療との連携の更なる強化に努めること。また、医療上の措置を必要とする受刑者に対しては、できるだけ受刑者本人の診療希望に配慮すること。併せて、精神医療については、出所後も引き続き必要な医療が確保されるよう、体制の整備を検討すること。
- 三 受刑者が社会と良好な関係を維持することが、その改善更生及び社会復帰に不可欠であることにかんがみ、親族との面会については、土曜・休日及び夜間の面会を可能にするための体制整備に努めるとともに、弁護士との面会については、受刑者の権利行使を阻害することのないよう配慮すること。また、外部通勤及び外出・外泊制度等については、本制度が導入された趣旨を踏まえ、対象者の選定などにおいて、適切な運用に努めること。
- 四 刑事施設視察委員会は、弁護士等の法律実務家を始め、幅広く各界各層から委員を選任することとし、委員会が刑事施設の長に述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、行刑に十分反映させるよう努めるとともに、刑事施設への国民の理解を深めるため、国民にも適切に公表すること。
- 五 薬物犯罪者や性犯罪者を含む受刑者が改善更生し社会復帰することが、再犯の防止につながり、ひいては国民全体の不安解消・利益となることにかんがみ、適切な処遇プログラムの策定、専門的知識・技能を有する職員及び民間人の積極的活用、社会の支援体制の強化など、矯正処遇及び社会内処遇を強化する施策を講じること。特に、処遇プログラムの策定に当たっては、受刑者に責任を自覚させた上での真の改善更生を図るため、被害者等による講演など被害者の視点を取り入れた教育の充実・強化に努めること。また、受刑者の再犯防止には就労の安定も効果的であることにかんがみ、協力雇用主の拡大等を図ること。
- 六 受刑者の生活及び行動に対する制限については、人権尊重の観点から、隔離、保護室への収容、懲罰の執行中の行動制限などが合理的な限度を超えることがないよう、適切な運用に努めること。

七 不服審査、事実の申告制度に関して設置される予定の刑事施設不服審査会の委員には、刑事拘禁施設における人権保障や医療の在り方について法務省から独立し優れた識見を有する者を選任すること。また、自ら不服申立てを行う能力のない者についても不服審査書を作成することのできるよう特段の配慮をすること。

八 外国人受刑者については、本国における処遇が、その改善更生及び円滑な社会復帰の促進にとってより重要であることにかんがみ、関係国との受刑者移送条約の早期締結に努めること。

九 代用監獄制度の在り方を含め、未決拘禁者等の処遇等については、日本弁護士連合会との協議を迅速に進め、早期の法整備の実現に努めること。

右決議する。

■被収容者処遇法／参議院法務委員会での附帯決議

(平成一八年六月一日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 昭和五十五年の法制審議会による、「関係当局は、将来、できる限り被勾留者の収容の必要に応じることができるよう、刑事施設の増設及び収容能力の増強に努めて、被勾留者を刑事留置場に収容する例を漸次少なくすること。」との答申を想起しつつ、現在、刑事収容施設の過剰拘禁問題の解決が、当時に比しても、喫緊の課題になっており、その実現に向けて、関係当局はさらなる努力を怠らないこと。
- 二 未決拘禁者の処遇に当たっては、有罪判決が確定した者でないことを踏まえ、必要のない制約が行われることがないよう十分に留意するとともに、その防御権を尊重すること。特に、未決拘禁者の私物の保管限度量を定めるに当たっては、訴訟の準備に支障が生じることのないよう、訴訟記録等の取扱いについて十分に配慮すること。
- 三 未決拘禁者と弁護士等との面会については、面会の状況を監視すること等によりかきそめにも秘密交通権の侵害となること等がないよう留意するとともに、連日的・集中的な公判審理が行われる中で防御権を実質的に保障するため、夜間・休日面会に対応することができるよう、必要な人的・物的体制の整備に努めること。
- 四 未決拘禁者と弁護士等との連絡手段としての電話、ファックス等の導入については、その必要性が高いことにかんがみ、通信インフラその他の物的基盤・人的基盤の整備に努めるとともに、弁護人の同一性の確認等の課題にも留意しつつ、これを利用できる範囲、方法、アクセスポイントの在り方等について検討を進めること。
- 五 被収容者の生活環境の一層の改善を図るとともに、刑事施設における過剰収容状態が拡大し、職員の勤務負担が増大し続けていることにかんがみ、過剰収容問題の解決に向けて必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。
- 六 裁判員制度の実施を控え、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手續に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について検討を進めるとともに、代用刑事施設制度の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で検討すること。
- 七 代用刑事施設においては、自白の強要といった批判を招くことのないよう捜査担当者に徹底を図るとともに、女子の被収容者の処遇には女子の職員を配置するよう努めること。
- 八 捜査と留置の完全な分離を図るため、留置担当官は捜査業務に従事してはならないこと及び捜査担当官は原則として

留置業務に従事してはならないこととし、取調べに当たっては、被留置者の起居動作の時間帯を遵守するよう努めること。また、留置業務管理者は、未決拘禁者等の居室の出入りについて、その時刻その他の事項を記録し、保存するとともに、裁判所等からの求めに応じ、これを開示すること。

九 防声具の使用状況については、留置施設視察委員会に必ず報告するとともに、留置施設における防声具の使用の将来的な廃止を目指し、留置施設への保護室の整備を計画的に進めるほか、処遇困難被留置者の早期の刑事施設への移送を積極的に推進すること。

十 留置施設視察委員会の委員は、幅広く各界各層から選任することとし、委員会が留置業務管理者に対して述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、十分尊重すること。

十一 拘禁されている被告人が法廷に出廷する際には、逃走等の防止に留意しつつ、ネクタイ、ベルト、靴の着用等服装に配慮すること及び捕縄・手錠を使用しないことについて検討すること。

十二 反則行為に対する禁止措置の適用に当たっては、対象者が未決拘禁者であることを十分に踏まえ、かりそめにも取調べと関連付けることのないよう徹底すること。

十三 死刑確定者の処遇に当たっては、死刑確定者処遇の原則に定められている「心情の安定」は、死刑に直面する者に対する配慮のための原理であり、これを死刑確定者の権利を制限する原理であると考えてはならないことを徹底すること。

右決議する。

資料②：刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律より

第十一節 外部交通

第一款 受刑者についての留意事項

第一百十条 この節の定めるところにより、受刑者に対し、外部交通（面会、信書の発受及び第四百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

第二款 面会

第一目 受刑者

（面会の相手方）

第一百一十一条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第四百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

- 一 受刑者の親族
 - 二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
 - 三 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者
- 2 刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（面会の立会い等）

第一百十二条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者の面会に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させることができる。ただし、受刑者が次に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 一 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた

処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

（面会の一時停止及び終了）

第一百十三条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

- 一 受刑者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。
 - イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為
 - ロ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為
 - 二 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。
 - イ 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの
 - ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
 - ハ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
 - ニ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの
 - ホ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの
- 2 刑事施設の長は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

（面会に関する制限）

第一百十四条 刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

- 2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回ってはならない。

第二目 未決拘禁者

（面会の相手方）

第一百十五条 刑事施設の長は、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、他の者から面会の申出があったときは、第四百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合

を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

(弁護人等以外の者との面会の立会い等)

第一百六条 刑事施設の長は、その指名する職員に、未決拘禁者の弁護人等以外の者との面会に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、刑事施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、未決拘禁者の第一百十二条各号に掲げる者との面会については、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせない。

(面会の一時停止及び終了)

第一百七条 第一百三十三条（第一項第二号ホを除く。）の規定は、未決拘禁者の面会について準用する。この場合において、同項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか（弁護人等との面会の場合にあっては、第一号口に限る。）」と、同項第二号ニ中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と読み替えるものとする。

(面会に関する制限)

第一百八条 未決拘禁者の弁護人等との面会の日及び時間帯は、日曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内とする。

2 前項の面会の相手方の人数は、三人以内とする。

3 刑事施設の長は、弁護人等から前二項の定めによらない面会の申出がある場合においても、刑事施設の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする。

4 刑事施設の長は、第一項の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の場所について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

5 第一百四十四条の規定は、未決拘禁者と弁護人等以外の者との面会について準用する。この場合において、同条第二項中「一月につき二回」とあるのは、「一日につき一回」と読み替えるものとする。

第三目 未決拘禁者としての地位を有する受刑者（略）

第四目 死刑確定者

(面会の相手方)

第二十條 刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第一百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

一 死刑確定者の親族

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 面会により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、死刑確定者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許す

ことができる。

(面会の立会い等)

第二十一条 刑事施設の長は、その指名する職員に、死刑確定者の面会に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを適当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、この限りでない。

(面会の一時停止及び終了等)

第二十二条 第一百三十三条（第一項第二号ニを除く。）及び第一百四十四条の規定は、死刑確定者の面会について準用する。この場合において、同条第二項中「一月につき二回」とあるのは、「一日につき一回」と読み替えるものとする。

第五目 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者（略）

第六目 各種被収容者（略）

第三款 信書の発受

第一目 受刑者

(発受を許す信書)

第二十六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第一百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

(信書の検査)

第二十七条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

二 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）との間で発受する信書

(信書の発受の禁止)

第二十八条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

(信書の内容による差止め等)

第二十九条 刑事施設の長は、第二十七条の規定による検査の結果、受刑者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、

これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

- 一 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
 - 二 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
 - 三 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
 - 四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
 - 五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
 - 六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び受刑者が弁護士との間で発受する信書であってその受刑者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

(信書に関する制限)

- 第百三十条** 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯、受刑者が発信を申請する信書の通数並びに受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。
- 2 前項の規定により受刑者が発信を申請する信書の通数について制限をすることは、その通数は、一月につき四通を下回ってはならない。

(発信に要する費用)

- 第百三十一条** 信書の発信に要する費用については、受刑者が負担することができない場合において、刑事施設の長が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書等の取扱い)

- 第百三十二条** 刑事施設の長は、第二百二十八条、第二百二十九条又は第百四十八条第三項の規定により信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、第二百二十九条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。
- 2 刑事施設の長は、第二百二十九条の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。
 - 3 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（以下この章において「発受禁止信書等」という。）をその者に引き渡すものとする。
 - 4 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受禁止信書等を引き渡すものとする。
 - 5 前二項の規定にかかわらず、発受禁止信書等の引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときも、同様とする。
- 一 釈放された受刑者が、釈放後に、発受禁止信書等の引渡

しを求めたとき。

- 二 受刑者が、第五十四条第一項各号のいずれかに該当する場合において、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。
- 6 第五十三条第一項、第五十四条第一項並びに第五十五条第二項及び第三項の規定は、受刑者に係る発受禁止信書等（前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第百三十二条第四項の申請」と読み替えるものとする。
- 7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受禁止信書等は、受刑者の釈放若しくは死亡の日又は受刑者が第五十四条第一項各号のいずれかに該当することとなった日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

(受刑者作成の文書図画)

第百三十三条 刑事施設の長は、受刑者が、その作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、受刑者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。

第二目 未決拘禁者

(発受を許す信書)

第百三十四条 刑事施設の長は、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

(信書の検査)

第百三十五条 刑事施設の長は、その指名する職員に、未決拘禁者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

- 2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 一 未決拘禁者が弁護士等から受ける信書
- 二 未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
- 三 未決拘禁者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士から受ける信書
- 3 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、前二項の規定にかかわらず、第一項の検査を行わせないことができる。

(信書の内容による差止め等)

第百三十六条 第二百二十九条から第百三十三条までの規定は、未決拘禁者が発受する信書について準用する。この場合において、第二百二十九条第一項中「第二百二十七条」とあるのは「第百三十五条」と、同項第六号中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、同条第二項中「第三号まで」とあるのは「第三号まで又は第六号」と、第百三十条第一項中「申請する信書」とあるのは「申請する信書（弁護士等に対して発するものを除く。）」と、同条第二項中「一月につき四通」とあるのは「一日につき一通」と、第百三十二条第一項中「第二百二十八条、第二百二十九条」とあるのは「第二百二十九条」と、同条第五項第二号及び第七項中「第五十四条第一項各号」とあるの

は「第五十四条第一項第一号又は第二号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項（第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

第三目 未決拘禁者としての地位を有する受刑者（略）

第四目 死刑確定者

（発受を許す信書）

第百三十九条 刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、次に掲げる信書を発受することを許すものとする。

- 一 死刑確定者の親族との間で発受する信書
 - 二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書
 - 三 発受により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書
- 2 刑事施設の長は、死刑確定者に対し、前項各号に掲げる信書以外の信書の発受について、その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（信書の検査）

第百四十条 刑事施設の長は、その指名する職員に、死刑確定者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 第百二十七条第二項の規定は、前項の検査について準用する。

（信書の内容による差止め等）

第百四十一条 第百二十九条（第一項第六号を除く。）及び第百三十条から第百三十三条までの規定は、死刑確定者が発受する信書について準用する。この場合において、第百二十九条第一項中「第百二十七条」とあるのは「第百四十条」と、第百三十条第二項中「一月につき四通」とあるのは「一日につき一通」と、第百三十二条第一項中「第百二十八条、第百二十九条」とあるのは「第百二十九条」と、同条第五項第二号及び第七項中「第五十四条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項第一号又は第二号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項（第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

第五目 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者（略）

第六目 各種被収容者（略）

第四款 被告人又は被疑者である被収容者の面会及び信書の発受

第百四十五条 被告人又は被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）が弁護人等と面会し、又は弁護人等との間において信書の発受をする場合については、第二款第二目又は前款第二目中の未決拘禁者の弁護人等との面会又は信書の発受に関する規定（第百三十六條において準用する第百二十九条第一項第六号を除く。）の例による。

第五款 電話等による通信

（電話等による通信）

第百四十六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第百三十一条の規定は、前項の通信について準用する。

（通信の確認等）

第百四十七条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。

2 第百十三条第一項（第一号イを除く。）及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第六款 外国語による面会等

第百四十八条 刑事施設の長は、被収容者又はその面会等（面会又は第百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させることができる。

2 刑事施設の長は、被収容者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させることができる。

3 被収容者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さない。



資料③：法務省令**刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する規則より****第十一章 外部交通****(面会の相手方の届出)**

第六十六条 刑事施設の長は、受刑者及び死刑確定者に対し、面会の申出をすることが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

- 一 氏名、生年月日、住所及び職業
- 二 自己との関係
- 三 予想される面会の目的
- 四 その他刑事施設の長が必要と認める事項

2 刑事施設の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、受刑者及び死刑確定者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

(面会の申出書の提出)

第六十七条 刑事施設の長は、被収容者との面会の申出をする者に対し、次の各号（受刑者及び死刑確定者以外の被収容者との面会の場合にあっては、第一号及び第二号に限る。次項において同じ。）に掲げる事項を記載した申出書の提出を求めることができる。

- 一 氏名、生年月日、住所及び職業
- 二 面会を希望する被収容者の氏名及びその者との関係
- 三 面会の目的
- 2 刑事施設の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、被収容者との面会の申出をする者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

(面会の相手方の確認)

第六十八条 刑事施設の長は、被収容者との面会の申出があったときは、被収容者に対して、その申出をした者の氏名及び被収容者との関係について質問することができる。

(面会の相手方の人数の制限)

第六十九条 法第百十四条第一項（法第百十八条第五項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）、第百十九条、第百二十二条及び第百二十五条において準用する場合を含む。第七十二条及び第七十三条において同じ。）の規定により被収容者の面会の相手方の人数について制限をするときは、その人数は、三人を下回ってはならない。

(面会の場所の制限)

第七十条 被収容者の面会の場所は、刑事施設の長が指定するものとする。

2 被収容者の面会の場所は、被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室（以下「仕切り室」という。）とする。ただし、次に掲げる場合（受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）以外の被収容者の面会にあっては、第一号に掲げる場合に限る。）において、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがないときは、この限りでない。

- 一 被収容者が病室に収容されている場合その他の法務大臣が定める場合
- 二 親族と面会する場合その他の仕切り室以外の場所で面会することを適当とする事情がある場合

(面会の日の制限)

第七十一条 刑事施設の長は、被収容者としての地位の別ごとに、その刑事施設において面会（弁護士又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）との面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条におい

て「面会日」という。）を定めるものとする。

2 一月につき面会日として定める日数は、その月の日数からその月の第十九条第二項第一号及び第二号に掲げる日の日数を差し引いた日数を下回ってはならない。

3 各月の面会日は、その月の初日の一月前までに被収容者に告知するとともに、その月の初日の一月前から刑事施設の公衆の見やすい場所に掲示する方法その他の方法により公告するものとする。

(面会の時間帯の制限)

第七十二条 法第百十四条第一項の規定により被収容者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき六時間（第十九条第二項第一号及び第二号に掲げる日を面会日として定めるときは、四時間）を下回ってはならない。

(面会の時間の制限)

第七十三条 法第百十四条第一項の規定により被収容者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回ってはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、五分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。

(面会の回数の制限)

第七十四条 法第百十四条第一項（法第百二十二条及び第百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による被告人又は被疑者である被収容者であって未決拘禁者としての地位を有しないものの面会の回数についての制限は、弁護士等以外の者との面会の回数について行うことができるものとする。

(面会の相手方の遵守事項の揭示)

第七十五条 刑事施設の長は、被収容者の面会の相手方（弁護士等を除く。）が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして刑事施設内の見やすい場所に掲示するものとする。

- 一 法第百十三条第一項第一号イ又はロ（これらの規定を法第百十七条、第百十九条、第百二十二条、第百二十三条及び第百二十五条において準用する場合を含む。）に該当する行為をしてはならないこと。
- 二 法第百十三条第一項第二号イからハまで（これらの規定を法第百十七条、第百十九条、第百二十二条、第百二十三条及び第百二十五条において準用する場合を含む。）、二（法第百十七条、第百十九条及び第百二十三条において準用する場合を含む。）及びホ（法第百十九条、第百二十二条及び第百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する内容の発言をしてはならないこと。

(信書の発受の相手方の届出)

第七十六条 刑事施設の長は、受刑者及び死刑確定者に対し、信書を発受することが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

- 一 氏名、生年月日、住所及び職業
- 二 自己との関係
- 三 予想される信書の発受の目的
- 四 その他刑事施設の長が必要と認める事項

2 第六十六条第二項の規定は、前項の規定により届出を求めた場合について準用する。

(信書の作成要領の制限)

第七十七条 法第百三十条第一項（法第百三十六条、第百三十八条、第百四十一条、第百四十二条及び第百四十四条において準用する場合を含む。次条から第八十条までにおいて同じ。）の規定による被収容者が発する信書の作成要領についての制限は、次に掲げる事項（弁護士等に対

して発する信書については、第二号に掲げる事項を除く。)について行うことができるものとする。

一 信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類

二 一通の信書に用いる用紙の枚数

三 一枚の用紙に記載する字数その他信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法

2 被收容者が発する信書に用いる用紙の枚数について制限をするとき、その枚数は、五枚を下回ってはならない。

3 被收容者が発する信書の一枚の用紙に記載する字数について制限をするとき、その字数は、四百字を下回ってはならない。

(信書の発信の申請の日及び時間帯の制限)

第七十八条 刑事施設の長は、法第三十条第一項の規定により被收容者がする信書の発信の申請の日及び時間帯について制限をする場合にも、緊急の発信の必要があるときは、その発信の申請を受け付けなければならない。

(発信を申請する信書の通数の制限)

第七十九条 法第三十条第一項の規定による被收容者が発信を申請する信書の通数についての制限は、次に掲げる信書以外の信書について行うことができるものとする。

一 委員会に対して提出する書面

二 審査の申請、再審査の申請、法第六十三条第一項又は第六十五条第一項の規定による申告及び苦情の申出の書面

三 被告人又は被疑者である被收容者であって未決拘禁者としての地位を有しないものについて、弁護士等に対して発する信書

(信書の発受の方法の制限)

第八十条 法第三十条第一項の規定による被收容者が信書を発する方法についての制限は、次に掲げる方法に制限することにより行うことができるものとする。

一 郵便(郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第四十四条に規定する特殊取扱(速達及び年賀特別郵便の取扱いを除く。)によるものを除く。)による方法

二 電報による方法(緊急の必要がある場合及び弁護士等に対して信書を発する場合に限る。)

2 法第三十条第一項の規定による被收容者が信書を受ける方法についての制限は、次に掲げる方法に制限することにより行うことができるものとする。

一 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による方法

二 電報による方法

(複数の被收容者にあてた信書等の取扱い)

第八十一条 複数の被收容者にあてた信書であって、被收容者が受けることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

2 被收容者にあてた信書であって、被收容者が受けることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第四十七条第一項の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第二十八条(法第三十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条(法第三十六条、第三十八条、第四十一条、第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))又は第四十八条第三項の規定によりその者がこれを受けることを禁止し、又は差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその内容(法第二十九条の

規定により削除し、又は抹消すべき箇所を除く。)を了知させるものとする。

(死亡者の発受禁止信書等の引渡し)

第八十二条 法第三十二条第一項又は第二項(これらの規定を法第三十六条、第三十八条、第四十一条、第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製(法第三十二条第五項(法第三十六条、第三十八条、第四十一条、第四十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。))の規定により引き渡さないこととされたものを除く。第九十二条第一項及び第九十八条において「発受禁止信書等」という。)については、第二十三条の規定を準用する。

(法第四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由)

第八十三条 法第四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第八十八条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていること。

二 第一種又は第二種の制限区分に指定されていること。

三 法第八十五条第一項第二号に定める指導を受けていること。

四 面会することが極めて困難である親族と法第四十六条第一項に規定する通信を行うことが人道上の観点から特に必要と認められること。

(翻訳等の費用の負担)

第八十四条 法第四十八条第一項後段又は第二項後段に規定する通訳又は翻訳の費用は、次に掲げる場合を除き、面会等(面会又は法第四十六条第一項の規定による通信をいう。以下この条において同じ。))又は信書の発受の目的及び被收容者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められる特別の事情があるときに限り、その者に負担させることができるものとする。

一 被收容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者と面会し、又はその者との間で信書の発受をする場合

二 次に掲げる場合において、被收容者がその費用を負担することができないとき。

イ 被收容者が次に掲げる者と面会する場合

(1) 被收容者の親族

(2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被收容者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会等を行うことが必要な者

(3) 受刑者について、その更生保護に関係のある者、その釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会等又は信書の発受によりその改善更生に資すると認められる者

(4) 死刑確定者について、面会によりその者の心情の安定に資すると認められる者

ロ 被收容者が次に掲げる信書の発受をする場合

(1) 被收容者の親族との間で発受する信書

(2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被收容者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

(3) 受刑者について、その更生保護に関係のある者又はその釈放後にこれを雇用しようとする者との間で発受する信書その他信書の発受によりその改善更生に資すると認められる信書

(4) 死刑確定者について、信書の発受によりその心情の安定に資すると認められる信書

資料④：訓令 法務省矯成訓第3359号 平成18年5月23日

被収容者の外部交通に関する訓令

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、被収容者の外部交通の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第2章 面会

(面会を許さない場合の告知)

第3条 刑事施設の長は、被収容者に対する面会の申出があった場合において、法の規定により面会を許さないときは、被収容者に対し、その旨を告知するものとする。

(面会の一時停止等)

第4条 刑事施設の職員は、法の規定により面会を一時停止させることができる場合において、被収容者又は面会の相手方に注意を促すことで足るときは、受刑者又は面会の相手方の行為又は発言を制止して警告するものとする。

2 刑事施設の職員は、法の規定により面会を一時停止させる場合には、必要に応じ、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 被収容者及び面会の相手方に対し、その場で静かに待機するよう命じること。
- (2) 被収容者と面会の相手方との間をカーテン等により遮へいすること。
- (3) 被収容者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じること。

3 刑事施設の職員は、法の規定により面会を一時停止させる場合には、速やかに、その旨及び面会の状況等について、刑事施設の長に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた刑事施設の長は、速やかに面会の継続の可否を決定するものとする。

(面会の場所)

第5条 規則第70条第2項第1号（規則第96条及び第97条第1項において準用する場合を含む。）に規定する法務大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 被収容者が病室に収容されている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、被収容者の心身の状況に照らして、仕切り室を面会の場所とすることが相当でないと認めるべきやむを得ない事情がある場合

(面会の記録)

第6条 面会が行われた場合には、被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式（平成13年法務省矯保訓第651号大臣訓令）様式第5号の面会表（以下「面会表」という。）に、面会の日時、面会の相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を記録するものとする。

- (1) 立会い又は録音若しくは録画をしなかった場合（第4号に掲げる場合を除く。）その旨（特に必要があるとき（法第112条ただし書及び第116条第2項（これらの規定を法において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。）は、被収容者又は面会の相手方から聴取した面談の要旨）
- (2) 立ち会った場合その旨及び面談の要旨
- (3) 録音又は録画をした場合（立ち会った場合を除く。）その旨（特に必要があるときは、被収容者若しくは面会の相手方から聴取した面談の要旨又は録音若しくは録画

により確認した面談の要旨)

(4) 被収容者の弁護士等との面会の場合その旨

第3章 信書の発受

(信書の差し止め等の手続等)

第7条 法の規定により信書の検査に当たる職員は、検査の結果、被収容者が発受する信書について、法の規定によりその発受を差し止め、又はその一部を削除し、若しくは抹消する必要があると判断したときは、速やかに、その旨を記載した書面をその信書に添えて、刑事施設の長に報告しなければならない。

2 刑事施設の長は、前項の報告に係る信書について、法の規定によりその発受の差し止め又はその一部の削除若しくは抹消のいずれかの措置を執る必要があると認めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置を決定するものとする。

- (1) 信書の一部が法に規定する信書の発受の差し止め又はその一部の削除若しくは抹消の措置を執ることができる場合に該当するとき（次号に掲げる場合を除く。）該当箇所の削除又は抹消
- (2) 信書の全部が法に規定する信書の発受の差し止め又はその一部の削除若しくは抹消の措置を執ることができる場合に該当するとき、これらの措置の対象となる記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難い場合当該信書の発受の差し止め

3 刑事施設の長は、前項の決定をした場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

- (1) 差し止めを決定した場合被収容者に対し、その旨を口頭により告知すること。
- (2) 削除を決定した場合次のイ及びロの措置を執ること。
イ 該当箇所を削除した上で、当該信書（削除した部分を除く。）を被収容者に交付し、又は発送すること。
ロ 被収容者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。

- (3) 抹消を決定した場合次のイ及びロの措置を執ること。
イ 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、当該信書を被収容者に交付し、又は発送すること。
ロ 被収容者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。

4 法第128条（法第138条において準用する場合を含む。）の規定により信書の発受を禁止する場合の手続は、信書の発受を差し止める場合に準じて行うものとする。法の規定により死刑確定者が発受することが許されない信書に係る手続についても、同様とする。

(信書の発受の記録)

第8条 被収容者が発受する信書については、被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式様式第6号の書信表に、発受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送・交付年月日、相手方の氏名等を記録するとともに、法の規定により検査を行った場合には、必要に応じ、その信書の要旨を記録するものとする。

第4章 電話による通信

(電話による通信を許す場合)

第9条 刑事施設の長は、規則第83条第1号から第3号までに掲げる事由に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下同じ。）から電話をかける方法により、電話による通信を行うことを許すことができる。

- (1) 電話による通信の相手方が法第111条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、処遇上適当と認める場合
- (2) 法第96条第1項の規定による外部通動作業又は法第106条第1項の規定による外出若しくは外泊の実施

- に係る打合せを行う必要がある場合
(3) 法第85条第1項第2号に掲げる期間において釈放の準備に係る打合せを行う必要がある場合
(4) その他刑事施設の長において前3号に準ずる程度に必要かつ相当と認める場合
- 2 刑事施設の長は、規則第83条第4号に掲げる事由に該当する場合は、受刑者又は電話による通信の相手方から電話をかける方法により、電話による通信を行うことを許すことができる。

(電話の使用日等)

第10条 刑事施設の長は、刑事施設の管理運営上支障を生ずることのない範囲で、その刑事施設の実情に応じ、受刑者に電話を使用させる日及び時間帯、回数、通話の時間その他電話の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(通信の相手方の確認等)

- 第11条** 受刑者から電話をかける際には、刑事施設の職員が立ち会って受刑者に電話をかけさせ、又は刑事施設の職員が電話をかけた上で、相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。
- 2 前項の場合において、電話による通信の相手方が不在である等のため通話することができなかつたときは、刑事施設の長は、受刑者に対し、改めて当該相手方に電話をかけることを許すものとする。
- 3 第9条第2項により、電話による通信の相手方から電話をかける際には、刑事施設の職員があらかじめ指定する電話番号に当該相手方から電話をかけさせ、当該相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。

(通信内容の確認のための措置)

第12条 法第147条第1項の規定により通信の内容を確認するために執る措置は、傍受又は録音（以下「傍受等」という。）とする。

(通信の一時停止及び終了)

- 第13条** 刑事施設の職員は、法第147条第2項において準用する法第113条第1項各号のいずれかに該当する場合において、受刑者又は電話による通信の相手方に注意を促すことで足りるときは、受刑者又は電話による通信の相手方の行為又は発言を制止して警告するものとする。
- 2 刑事施設の職員は、法第147条第2項において準用する法第113条第1項の規定により電話による通信を一時停止する場合には、いったん電話を切るものとする。
- 3 刑事施設の職員は、法第147条第2項において準用する法第113条第1項の規定により電話による通信を一時停止した場合には、速やかに、その旨及び通話の状況等について、刑事施設の長に報告しなければならない。
- 4 刑事施設の長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに電話による通信の再開の可否を決定するものとする。

(電話による通信の記録)

- 第14条** 電話による通信が行われた場合には、面会表に、電話による通信の日時、相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる傍受等の有無の別に依じて、当該各号に定める事項を記録するものとする。
- (1) 傍受等をしなかつた場合その旨（特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の要旨）
(2) 傍受した場合（傍受とともに録音した場合を含む。）その旨及び通話の要旨
(3) 録音した場合（傍受した場合を除く。）その旨（特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の要旨又は録音により確認した通話の要旨）

(電話の使用場所)

第15条 電話による通信は、できる限り、他の被収容者が容易に聴取できない場所で行わせるものとする。

第5章 補則

(外国語による外部交通)

第16条 刑事施設の長は、被収容者が外国語による外部交通を円滑に行うことができるようにするため、刑事施設の職員に対する外国語に関する研修の実施、大使館、公使館等に対する協力の要請、通訳又は翻訳に協力する民間の篤志家の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第17条 この訓令中の被収容者に関する規定（第5条及び第4章を除く。）は、労役場留置者及び監置場留置者について準用する。

附則（略：施行日の指定）

資料⑤：依命通達

法務省矯成第3350号 平成19年5月30日
改正平成23年5月23日付け法務省矯成第3000号

被収容者の外部交通に関する訓令の運用について

本日、受刑者の外部交通に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3359号大臣訓令。以下「訓令」という。）の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行されることに伴い、平成18年5月23日付け法務省矯成第3360号当職依命通達「受刑者の外部交通に関する訓令の運用について」の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしましたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和38年3月15日付け法務省矯正甲第96号矯正局長依命通達「死刑確定者の接見及び信書の発受について」及び平成13年2月14日付け法務省矯保第358号矯正局長通達「刑事被告人の発する信書の取扱について」については、廃止します。

記

1 面会の相手方について

- (1) 法第111条第1項第2号に掲げる者とは、次のいずれにも該当するものであることに留意すること。
ア 面会の目的が、「受刑者の用務」の処理であること。
イ 面会に係る「受刑者の用務」が、重大な利害にかかわるものであること。
ウ 「受刑者の用務」の処理のため、その者が面会することが必要であること。
- (2) 上記(1)の者には、例えば、次のアからウまでの者等が該当すると考えられること。
ア 受刑者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係等の調整等のため相談することが必要な者
イ 受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等
ウ 受刑者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者
- (3) 公的機関の職員との公用を理由とする面会については、原則として法第111条第1項第2号のいずれかに該当するものと考えられること。
- (4) 法第111条第1項第3号に掲げる者のうち、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者とは、次のいずれにも該当するものであることに留意すること。

- ア その者が受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする意思があること。
- イ 雇用の見込みが現実的なものであること。
- ウ 面会により受刑者の改善更生に資すると認められること。
- (5) 法第111条第2項の規定により面会を許すことができる場合としては、面会の申出をした者が受刑者の友人や知人、学生時代の恩師、会社関係者等であることその他の事情により面会の必要が認められ、かつ、次のアからウまでのような事情が認められるときなどが考えられること。
- なお、上記の場合以外の場合であっても、刑事施設の長が適当と認めるときは、面会を許して差し支えないこと。
- ア 身元が明らかであること。
- イ 知人・友人との交友関係を維持するための面会は、受刑者が知人・友人と継続的に交際を行ってきたことが認められる場合に許すことができること。したがって、このような知人・友人との継続的な交際の事実があることの確認ができていない場合にあっては、受刑者又は面会の相手方の主観的な届出等の内容はともかくとして、客観的にその事実の確認ができるまでは、必ずしも面会を許すことにはならないこと。面会を許す場合には、これに加えて、その関係を維持することで改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者でないことが明らかであること。
- (6) 弁護士等が、面会を希望する受刑者以外の人から委任又は相談を受けている民事訴訟その他の不服申立て等について、参考人等として事情聴取することを目的として受刑者と面会を希望する場合についても、法第111条第2項の規定により面会を許すこととして差し支えないこと。
- (7) 刑事施設及び被收容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第66条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示は、規則第76条の規定による信書の発受に係る届出等と併せて行わせることができること。
- (8) 規則第66条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示は、前回の受刑時や未決收容時の外部交通等の状況、処遇調査の結果等から、届出のあった者と受刑者の関係が明らかかな場合は、これを省略するものとして差し支えないこと。
- 2 面会を許さない場合における告知について（訓令第3条関係）訓令第3条に定める告知は、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について行うものとする。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げるにより実質的に面会の目的が達成されてしまうような場合には、氏名を省略して告知して差し支えないこと。
- 3 面会の立会い等について
- (1) 受刑者の面会の立会い等は「必要があると認める場合」（法第112条）に行うものであるから、職員の業務負担も考慮しながら、立会い等の要否を適切に判断し、漫然と立会い等を行わせる運用とならないよう、刑事施設の実情に応じて、制限区分、面会の相手方、外部交通の実績等について一定の要件を満たす場合には原則として立会い等を行わせなくても差し支えないものとする取扱いについて典型的に定めるなど、適切な運用が図られるよう留意すること。
- なお、典型的に省略する場合に該当するときであっても、受刑者に固有の事情が認められたり、無立会面会の悪用を防ぐ必要があるなどの理由により、立会い等を行うことが相当であると認められる場合もあることに留意すること。
- (2) 法第112条ただし書の「特別の事情がある場合」とは、極めて例外的な場合と考えられること。
- (3) 未決拘禁者の弁護士等以外の者との面会について立会い等を省略しようとするときは、あらかじめ、適宜の方法により、検察官の意見を求めること。
- (4) 録音又は録画をした場合において、面会が特に問題なく終了したときは、内容の確認を省略して差し支えないこと。
- 4 面会の一時停止等について（訓令第4条関係）
- (1) 訓令第4条第1項の「被收容者又は面会の相手方に注意を促すことで足りるとき」とは、例えば、許可された用務以外の用務の話が続けていたため注意すると、話をやめ、許可された用務についての話を再開する場合等が考えられること。
- (2) 面会を一時停止させた場合には、面会表にその旨を記録するものとする。
- (3) 未決拘禁者と弁護士等との面会の一時停止については、未決拘禁者が面会室内で大声を出し続けて他の面会室で実施されている面会に支障を生じさせたり、器物を損壊するような行為に及んだ場合や、弁護士等が自己の携帯電話を使用して未決拘禁者と外部の者との間で通話させるような行為に及んだ場合などが想定されるが、その権限はあくまでも刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な限度で行使されなければならないこと。
- また、秘密交通権の重要性にも十分配慮する必要がある、殊更に面会の状況を監視しようとするは適切ではなく、謙抑的な運用に努めるべきであること。
- 5 面会の記録について（訓令第6条関係）
- (1) 訓令第6条第1号又は第3号括弧書きの「特に必要があるとき」とは、面会終了後に被收容者の心情に著しい変化が認められる場合などが考えられること。
- (2) 不正行為の証拠となるものであるか、面談内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の面会の許否を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、面会に立ち会った職員に報告書を作成させ、又は録音若しくは録画した内容を確認するなどし、面会表とは別に面談の詳細な内容を記録することは差し支えないこと。
- (3) 面会の申出をした者に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会の申出をした者が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会表に、面会の申出をした者の氏名、説明内容その他特記事項を記録すること。
- 6 面会の時間の制限について
- 規則第73条ただし書の規定により面会の時間を30分を下回る時間に制限する場合であっても、面会の実施状況に鑑みて可能な場合には、制限した面会の時間を超えて面会を実施するなど、できる限り面会の時間を長く確保するよう努めること。
- 7 面会の相手方に対し告知すべき事項について
- (1) 面会を申し出る者（弁護士等を除く。）に対しては、規則第75条に規定する遵守事項のほか、次の事項を周知すること。
- ア あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- イ 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。
- ウ あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- エ 構内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。
- オ 遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了することがあること。

カ 面会には、職員が立ち会い、又は録音若しくは録画することがあること。

キ 職員の職務上の指示に従うこと。

ク 法第114条第1項の規定（準用規定を含む。）による刑事施設の管理運営上必要な制限の概要

(2) 未決拘禁者との面会を申し出る弁護士等に対しては、次の事項を周知すること。

ア 刑事施設の規律及び秩序を害する行為をする場合には、面会を一時停止させたり、終了することがあること。

イ 録音機、映像再生機又はパソコンを使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

ウ カメラ、ビデオカメラ、携帯電話を使用しないこと。

(3) 上記(1)及び(2)の事項の告知は、面会人待合室に掲示する方法等によること。

8 被害者等との面会について

被害者及びその遺族等（以下「被害者等」という。）と加害者たる受刑者との面会については、次のとおりとすること。

(1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を求めるとを含む。）を目的とする場合には、法第111条第1項第2号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に該当するものとして、面会を許すものとする。

(2) 被害者等が上記(1)の目的はないが、受刑者の謝罪の意思や反省の気持ちを確認したい等、被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には、法第111条第2項に該当するものとして、面会を許すことができること。

(3) 上記(1)及び(2)のいずれの場合についても、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが、これらの者による仲介がない場合であっても、上記(1)の場合については面会を許すものとし、上記(2)の場合については、受刑者の心身の状態や矯正処遇の実施状況、事件に対する反省の度合、被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、面会を許して差し支えないこと。

(4) 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒むときは、通常的面会と同様、面会させることはできないこと。

9 法第118条第1項という執務時間について

法第118条第1項という執務時間とは、官庁執務時間並休暇二関スル件（大正11年閣令第6号）において午前8時30分から午後5時までと定めていることから、この時間帯（昼休みを除く。）における弁護士等との面会の実施時間を十分に確保できる態勢を整備しなければならないこと。

10 信書の発受の相手方について

(1) 法第128条の規定により受刑者との信書の発受が一般的に禁止される相手方としては、例えば、受刑者、暴力団等の反社会的集団に属する者、受刑者の改善更生を妨げる行為を繰り返している者などが考えられるが、その判断は、一律に行うべきではなく、受刑者との関係等も考慮しつつ、個別具体的にを行うこと。

(2) 規則第76条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示は、記1の(7)のとおりであること。

(3) 規則第76条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示については、記1の(8)と同様に取り扱うこと。

11 信書の検査について

(1) 受刑者が発受する信書の検査は「必要があると認める場合」（法第127条第1項）に行うものであるから、職員の業務負担も考慮しつつ、検査の要否を適切に判断し、漫然と検査を行わせる運用とならないよう、刑事施設の実情に応じて、制限区分、信書の発受の相手方、外部交通の実績等について一定の要件を満たす場合には原則として検査を行わせなくても差し支えないものとする取扱いについて典型的に定めるなど、適切な運用が図られるよう留意すること。

なお、典型的に省略する場合に該当するときであっても、受刑者に固有の事情が認められたり、無検査の悪用を防ぐ必要があるなどの理由により、検査を行うことが相当であると認められる場合もあることに留意すること。

(2) 未決拘禁者が発受する信書の検査を省略しようとするときは、あらかじめ、適宜の方法により、検察官の意見を求めること。

12 信書の差止め等の手続等について（訓令第7条関係）

(1) 訓令第7条第1項の書面は、別紙様式を参考とし、刑事施設の長が実情に応じて定めること。

なお、同書面には、信書のどの部分が法第129条第1項各号のいずれに該当するのか及びその具体的な理由を明らかにしておくこと。

(2) 訓令第7条第1項の規定により報告を受けた刑事施設の長が、差止め等の措置を要しない旨決定した場合には、速やかに当該信書を受刑者に交付し、又は発送すること。

(3) 訓令第7条第2項第1号に定める削除又は抹消の方法によることとした場合には、原則として抹消の方法によるものとする。ただし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その他抹消の方法によることが相当でない場合には、削除の方法によることとして差し支えないこと。

(4) 訓令第7条第2項の規定による決定があった場合には、その年月日、内容、理由、同条第3項の措置を執った年月日等を上記(1)の書面に記録するものとする。

(5) 訓令第7条第3項第1号に定める告知は、それぞれア及びイに定める事項について行うものとする。ただし、受信書を差し止めた場合において、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときは、相手方の氏名を告知しないことができること。

ア 発信書差止めを決定した日

イ 受信書受信書が刑事施設に到達した日、差止めを決定した日及び相手方の氏名

(6) 発信書について、下記(8)の書き直し等の指導を行うことなく削除又は抹消の措置を執った場合など、削除され、又は抹消された箇所を被収容者が知り得ないときは、当該箇所を当該被収容者に告知すること。

(7) 発受を差し止めた信書及び信書を削除し、又は複製した部分については、その旨を明示した上で、領置倉庫その他の適宜の場所において保管するものとする。

発受禁止信書等については、法第132条第5項前段（第136条、第138条、第141条、第142条及び第144条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により釈放の際に引き渡さない場合に該当しない場合であっても、その内容等から受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に支障を生ずるおそれがあるなど、釈放の際にその者に引き渡すことが適当でないと認めるときには、必要に応じて、強制にわたらない範囲で当該信書の廃棄を指導することは差し支えないこと。

(8) 発信書の内容が法第129条第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、訓令第7条に定める手続を行う前に、当該受刑者に対し書き直し等を指導することは差し支えないこと。ただし、強制にわたることのないよう留意すること。

(9) 釈放の際、法第132条第5項前段の規定により発受禁止信書等の引渡しを行わない場合には、引渡しを行わない信書があることを告知すること。

(10) 未決拘禁者の発受する信書の差止め等の手続等は、上記(1)から(9)までに準ずることとなるが、未決拘禁者の発受する信書の差止め等に当たっては、防御権にも配慮した慎重な対応が必要であることに加え、発信する相手方が被害者等を含む刑事事件の関係者である場合には、脅迫等のほか、証人等威迫罪(刑法第105条の2)にも該当する可能性があるところ、未決拘禁者の発受する信書がこれらの刑罰法令に触れることとなるかどうか、あるいは罪証隠滅の結果を生ずるおそれの有無について、刑事施設において的確な判断が困難な場合は、必要に応じ、検察官に対し適切に情報提供し、執るべき措置等も含めて相談すること。

なお、上記執るべき措置については、法に基づく差止め等のほか、刑事訴訟法第81条による授受の禁止等の措置も考えられることに留意すること。

1.3 受刑者の親族等への移送の連絡に係る発信について

(1) 受刑者を移送した場合には、移送先の施設において、当該受刑者に対し、当該施設へ移送された旨の連絡を内容とする親族、身元引受人等あての信書の発信を申請するよう指導すること。

(2) 上記(1)の信書の発信の申請については、あらかじめ指定した期間中の1通に限り、申請通数の制限の対象としないこと。

(3) 当該信書の発信に要する費用を受刑者が負担できないときは、法第42条第2項又は第131条の規定により封筒、便箋、はがき、切手、筆記具その他信書の発信に必要な物品を貸与し、又は支給すること。

1.4 信書の発受の記録について(訓令第8条関係)

(1) 検査が行われなかった場合及び確認のための検査にとどめた場合には、その旨を書信表に記録するものとする。

(2) 信書の内容の要旨の記録は必要に応じて行うものであり、検査の結果、特に問題がなかった場合には、要旨の記録は省略し、又は「近況報告」、「安否伺い」等簡潔な記載にとどめるものとする。

特に、未決拘禁者の弁護士等あて信書については、特別の事情がない限り、要旨の記録は省略し、又は「裁判の件」等簡潔な記載にとどめるものとする。

1.5 信書の発信に必要な物品について

法第42条第2項又は第131条の規定による封筒、便せん、はがき、切手、筆記具その他信書の発信に必要な物品の貸与又は支給は、必ずしも、受刑者の改善更生に積極的に資すると認められる場合等に限定する必要はないこと。

1.6 被害者等との信書の発受について

被害者等と加害者たる受刑者の信書の発受については、次のとおりとする。

(1) 一般に、被害者等は、加害者たる受刑者との関係において、法第128条の規定により信書の発受が禁止される者には該当しないこと。ただし、被害者等から加害者たる受刑者の収容施設に対し、当該受刑者からの信書を受領することを拒否する旨の明確な意思表示がなされており、かつ、当該受刑者に対し当該被害者等への信書の発信を行わないよう指導したにもかかわらず、当該受刑者がこれに従

わず当該被害者等への信書の発信を申請した場合には、当該発信を許可することは、自らが犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるという改善指導の目的に反するものであるから、当該被害者等を矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者として、法第128条の規定により当該被害者等との信書の発受を禁止することが相当であること。

(2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払(示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。)に関するものである場合には、法第128条ただし書の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合に該当し、発受を禁止することができないこと。

(3) 被害者等と発受する信書については、法第127条第1項の規定により検査を行うものとする。

(4) 被害者等からの受信書については、原則として削除し、又は抹消することなく交付するものとする。ただし、受刑者の心情が不安定と認められる場合において、当該信書の交付が受刑者の心身に著しい負荷を生じさせるものと認められるときは、法第129条第1項第3号に該当するものとして、差し止めることができる場合があること。

当該信書を差し止めた後、矯正処遇の実施等により受刑者の心情が安定し、当該信書を受刑者に交付することが可能となった場合には、速やかに交付すること。

(5) 被害者等あて発信書については、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明である等、法第129条第1項各号に該当しない場合であっても、下記(6)の場合を除き、直接送付せず、親族や弁護士等を經由して送付するよう指導するものとする。ただし、受刑者が同指導に従わず、あるいは適当な親族等がないため、被害者等あてに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者等に対しその旨を連絡した上で、発信を許すものとする。

(6) 公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等から被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すこととして差し支えないこと。

1.7 電話による通信を許す場合について(訓令第9条関係)

(1) 訓令第9条第1号の「処遇上適当と認める場合」としては、例えば、面会を許す相手方が遠方に居住し、又は病気であるなどのため面会することができないやむを得ない事情がある場合、家族の誕生日や結婚記念日における連絡、資格を取得したことの報告など電話による通信を許すことにより改善更生の意欲の喚起に高い効果が期待できる場合等が考えられること。

(2) 規則第83条第4号の「人道上の観点から特に必要と認められる」場合とは、例えば、受刑者の健康状態が急速に悪化し、定期的に外部交通を行っている親族との面会を行う時間的余裕がない場合など、受刑者の現状、電話による通信の相手方との関係、外部交通の実績等を総合的に考慮した上で、電話による通信を許さないことが不適当であると認められる例外的な場合であること。

なお、人道上の観点からの必要性については、受刑者自身だけでなく、電話による通信の相手方に生じた事情も考慮して差し支えないこと。

(3) 電話による通信に当たっては、通話時に相手方を正確に確認することが困難であることから、可能な限り面会したことがある者を相手方として許可する等、他人へのなりすまし等の不正行為が行われることのないよう留意すること。

1.8 通信の相手方の確認等について(訓令第11条関係)

(1) 例えば、会社や公務所等に電話をかける場合には、職

員が電話をかけ、相手方を呼び出して事情を説明する等した上で、通話を開始することが望ましいこと。

(2) 訓令第11条第2項の規定により改めて電話の使用を許すときは、訓令第10条の規定により定められた電話の使用日や時間帯以外にまでこれを許す必要はないこと。

なお、必要に応じて、信書の発信等により電話をかける日時等を調整させるものとする。

19 通信の一時停止及び終了について（訓令第13条関係）

(1) 受刑者が電話による通信が許可された相手方以外の者と通話する場合においても、訓令第13条第1項又は第2項に規定する措置を執ることができること。

(2) 訓令第13条第4項により通信を再開する場合には、状況に応じて、後日電話をかけ直すこととしても差し支えないこと。

20 電話による通信の記録について（訓令第14条関係）

(1) 訓令第14条第1号又は第3号括弧書きの「特に必要があるとき」とは、電話による通信終了後に受刑者の心情に著しい変化が認められる場合などが考えられること。

(2) 他人へのなりすまし等の不正行為の証拠となるものであるか、通話内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の電話による通信の許否を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、傍受した職員に報告書を作成させ、又は録音した内容を確認するなどし、面会表とは別に通話の詳細な内容を記録することは差し支えないこと。

21 電話の使用場所について（訓令第15条関係）

電話の使用場所としては、一般に取調室や委員面接室等が考えられるが、受刑者を連行する上で都合の良い場所を選定することとして差し支えないこと。

22 通信に係る費用について

通信に係る費用は、受刑者が負担することが原則であるが、受刑者に電話による通信

を許すことが相当と認められる場合において、受刑者が通信の費用を負担することが

できないときは、法第146条第2項の規定により準用される法第131条の「相当と認

めるとき」に該当するものとして、料金の全部又は一部を国庫の負担とすること。

なお、外国語による通信を許す場合に、翻訳に費用を要したときの費用負担について

も、同様の取扱いとすること。

23 外国語による面会等について（訓令第16条関係）

例えば、領置金や作業報奨金計算額が少ない外国人被收容者が家族と面会又は信書の

発受をする場合、教科指導を受けている受刑者が学習のため外国語による信書の発受が

必要な場合、外国の機関からの照会に対して外国語で回答する義務がある場合等については、通訳又は翻訳の費用は国庫の負担とするのが相当と考えられること。

なお、日本語を解さない外国人被收容者については、面会又は信書の発受の機会を完全に失わせないように留意すること。

24 手話による面会等について

被收容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の負担と異なり、その費用は国庫の負担となること。

25 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受について

未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受については、次の事項に留意すること。

(1) 弁護人等との面会及び信書の発受については、未決拘禁者と同様の取扱いとなること。

(2) 弁護人等以外の者との面会及び信書の発受のうち防衛権の行使上必要なものについては、その行使に支障を生じることのないよう配慮すること。

26 死刑確定者の面会及び信書の発受について

死刑確定者の面会及び信書の発受については、次の事項に留意すること。

(1) 法第120条第1項第2号に掲げる者については、上記1の(1)から(3)までと同様に考えられること。法第139条第1項第2号に掲げる信書についても、同様の観点からの考慮が必要であること。

(2) 法第120条第1項第3号に掲げる者については、死刑確定者の心情の安定に資すると認められる助言、講話等を行う宗教家が該当するものと考えられること。法第139条第1項第3号に掲げる信書についても、同様の観点からの考慮が必要であること。

(3) 法第120条第2項又は第139条第2項の規定により面会又は信書の発受を許すことができる場合の判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに、面会又は信書の発受の目的、相手方の身上、死刑確定者と相手方との関係、死刑確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許否を決するものとする。

(4) 法第121条第1項ただし書による面会の立会い等の省略については、例えば、死刑確定者が受けた処遇に関して弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士や、再審請求等の代理人たる弁護士との面会については、立会い等の措置の省略を相当と考えるところ、このような場合であっても、必ず立会い等の措置を省略すべきというものではなく、さらに、立会い等の措置の省略を相当と認めることが必要であり、その判断に当たっては、立会い等の措置を省略することにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められるかどうか、死刑確定者の心情を把握するため立会い等の措置を執ることが必要であるかどうかを個別に検討することが必要であること。

27 外部交通の確保が目的であると認められる養子縁組への対応について

(1) 法は、人道上の観点から、親族については外部交通を許すことが適当であるとして、その権利を保障しているところ、当該養子縁組が民法第802条第1号の規定により無効を主張できる場合はもとより、無効とは認定できないまでも、専ら外部交通を得る目的などのためにされたものであり、養親子としての情を深めたりするという目的意識はなく、あるいは極めて希薄である場合など、法令における外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められる場合は、当該養子縁組による親族関係は、法における親族との外部交通に係る規定を適用する基礎を欠くものであり、当該外部交通を認めない運用もあり得ること。特に、暴力団関係受刑者の場合、安易に外部交通を認めないように留意すること。

(2) 養子縁組が外部交通の確保を目的としたものであるか否かの判断に当たっては、在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、被收容者の外部交通の内容、被收容者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査の上、記録を残すことが相当であること。

【論考】

外部交通に関する近年の取扱いについて [面会を中心に]

近年、外部交通の相手方を制限的に解釈する運用が一般化しており、大きな問題となっている。ここでは、面会を中心に、その概要を紹介する。

1. 運用上の変化

新法の規定を適用するに際して、明らかに現場での運用の指針となり、大きな影響をもたらしたと考えられるのは、2008年（平成20年）の雑誌「刑政」の「実務講座／刑事収容施設法と実務の運用について」および、2012年（平成24年）の同誌「刑事収容施設法セミナー」の記事である。

（1）権利面会

これらの論考においては、権利面会（法111条1項）の相手方である「親族」について、暴力団関係者間での養子縁組であっても、「親族」に該当することを前提に、「およそ社会常識に照らして親子と認められるような関係を創設しようとする意思が認められない場合はもとより、専ら受刑後における外部交通を行うことを目的とする縁組等の場合には、法の趣旨に反するものとして、面会を認めないことも許される」としている（前掲「刑政」平成24年8月号）。

また、同じく権利面会の相手方である「重要用務処理者」については、その要件を、①当該用務が受刑者の用務に当たること、②当該用務が重大な利害に係るものであること、③当該用務の処理のために受刑者がその者と面会することが必要であること（下線引用者）として、「信書の発受によって用務を処理することが特段の支障なくできる場合は、用務の処理のため面会することが必要な者とは認められない」とする（前掲「刑政」平成20年11月号）。

さらに、「改善更生に資する者」については、その要件として、①面会の相手方に雇用等の意思があること、②面会により受刑者の改善更生に（積極的に）資すると認められること、③雇用等の見込みが現実的なものであること、を挙げたうえで、「受刑者の釈放までに相当の期間があるとき」には、③の要件を満たさないで、「権利面会として面会を許す必要はない」としている（前掲「刑政」平成20年8月号）。

（2）裁量面会

法111条2項によれば、権利面会の相手方とはならない場合であっても、①交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、②面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるとき、には、刑事施設の長の裁量によって、面会が可能となる。

ところが、前掲刑政論文では、①の要件につき「単にお互いを知っているだけの場合や、手紙で面会の約束をただけの場合などは、『交友関係の維持』には当たりません」とし、また②の要件については、『おそれがある』場合に不許可とすることができるのではなく、『おそれがないと認める』場合に許可することができる」と規定されていることから、受刑者と申出人との交友関係が矯正処遇にどのような影響を与えるかが不明確な場合は、不許可になる」としている。

しかし、立法作業に携わった林眞琴・北村篤・名取俊也による「逐条解説 刑事収容施設法」では、「交友関係の維持」は、それ自体が「面会することを必要とする事情」となり、しかも、法110条（適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない）を踏まえて、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められ、また、面会により刑事施設の規律秩序を害する結果を生じるおそれがない限り、「例えば、面会を許しても、受刑者の改善更生に資することはないとか、その程度は大きくないとして、面会を許さないことはできない。」（561頁）としている。

さらに、そもそも、2006年（平成18年）3月23日、最高裁第一法廷の基準※に従えば、「刑事施設の規律及び秩序、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に、放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限って、制限が許される、と考えるべきである。

※「表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的にかんがみると、受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限って、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である。」

2. 裁判例

ここでは、外部交通につき参考となる近時の裁判例を紹介する。

（1）面会の積極的意義を認めた岐阜地裁判決

（2012年2月2日民事第2部）

【事案の概要】

A. 2011年8月26日、岐阜刑務所長は、受刑者に対して刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という）66条1項に基づき、「面会許可申請書」を配布し、面会の申出が予想される相手方について、氏名、住所、

生年月日、職業、受刑者との関係及び交通の目的を届けさせることとした。

B. しかし、岐阜刑務所長が配布した「面会許可申請書」には、申請書記載上の注意事項として「この申請書に記載のない相手及び調査・審査の結果『否』と判定された相手とは、原則として面会できません。」との記載がなされていた。また、外部から面会に来た人に対しては、掲示によって「特に、初めての方は、突然、窓口で申し込みをされても調査や審査ができませんので、手紙等で当該受刑者とよく打ち合わせをし、当該受刑者から面会が許可になったなどの知らせを受けてからおいください。」と告知していた。

C. 原告は、以前に4回ほど面会したことのあるシスター2名について、信仰を交通目的とした面会許可申請をした。岐阜刑務所は、シスター2名との面会につき事前に調査、審査した結果、「否」とする判定を行った。

D. そこで受刑者は、上記「否」とする判定（本件措置）が違法な措置であるとして国に慰謝料40万円の支払いを求める損害賠償請求を提起した。

[裁判所の判断]

E. 規則66条1項は、刑事施設の長は、受刑者に対し、面会の申出をすることが予想される者について、氏名、生年月日、住所及び職業、受刑者との関係、予想される面会の目的、その他必要と認める事項について、あらかじめ届け出るよう求めることができると規定している。

この趣旨は、面会の申出があった場合に、円滑・迅速に面会の拒否を判断できるように、あらかじめ面会が予想される相手方やその目的を把握し、実際に面会の申出があった場合に、その面会の拒否を判断するための情報を収集しておくということにある。

よって、事前の届出がないからといって、それを理由に面会を禁止できる根拠を刑務所長に与えるものではない。

F. また、実際に受刑者が届け出た相手方との面会を許すか否かは、相手方が受刑者との面会を申し出た時点で、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という）111条に照らして判断されるものであるから、そもそもいまだ申出がない時点でなされた本件措置（「否」の判定）は、法令に基づく処分ではない。

しかし、岐阜刑務所における運用（前記B）に照らせば、岐阜刑務所においては、受刑者からの面会許可申請書による申請に対し「否」と判定した相手との面会は、原則として認めない方針が採られていると認められる。

G. 法110条は、「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならぬ」と規定している。これは、外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を妨げるような場合を除き、面会によって積極的、具体的に改善更生に資するという事情がなくても、相手方との関係が維持され

ること自体が改善更生と円滑な社会復帰に資することに留意して、広く外部交通が認められるようにすべきことを規定しているものである。

さらに①法67、68条が、受刑者に対して信教の自由（憲法20条1項）を実質的に保障している趣旨、一般に宗教関係者との面会は受刑者の改善更生に資する側面を有していると考えられること、に照らせば、本件シスターが法111条1項3号の「面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者」（＝権利面会の相手方）に当たると解する余地も十分あること、②仮に当たらないとしても受刑者と宗教関係者との面会の必要性を安易に否定することでは相当ではなく、かつ、原告は本件シスターを含むシスターと4回にわたり面会していることなどを考慮すれば、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は原告の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがない限り、同条2項（＝裁量面会）により本件シスターとの面会が許可されるべきである（通常、上記おそれはないものと考えられる）。

H. そして、本件シスターとの面会が、法111条1項3号又は同条2項により許されると解する余地が十分あるにもかかわらず、岐阜刑務所長が、実際に本件シスターから面会申請があったとしても原則認められないと判断したことは、法令の根拠に基づかないだけでなく、法令の解釈をも誤ったものというほかなく、違法な公権力の行使に当たる。またこれについて岐阜刑務所長には過失がある。

そのうえで裁判所は、慰謝料額を1万円とした。（双方控訴せず確定）

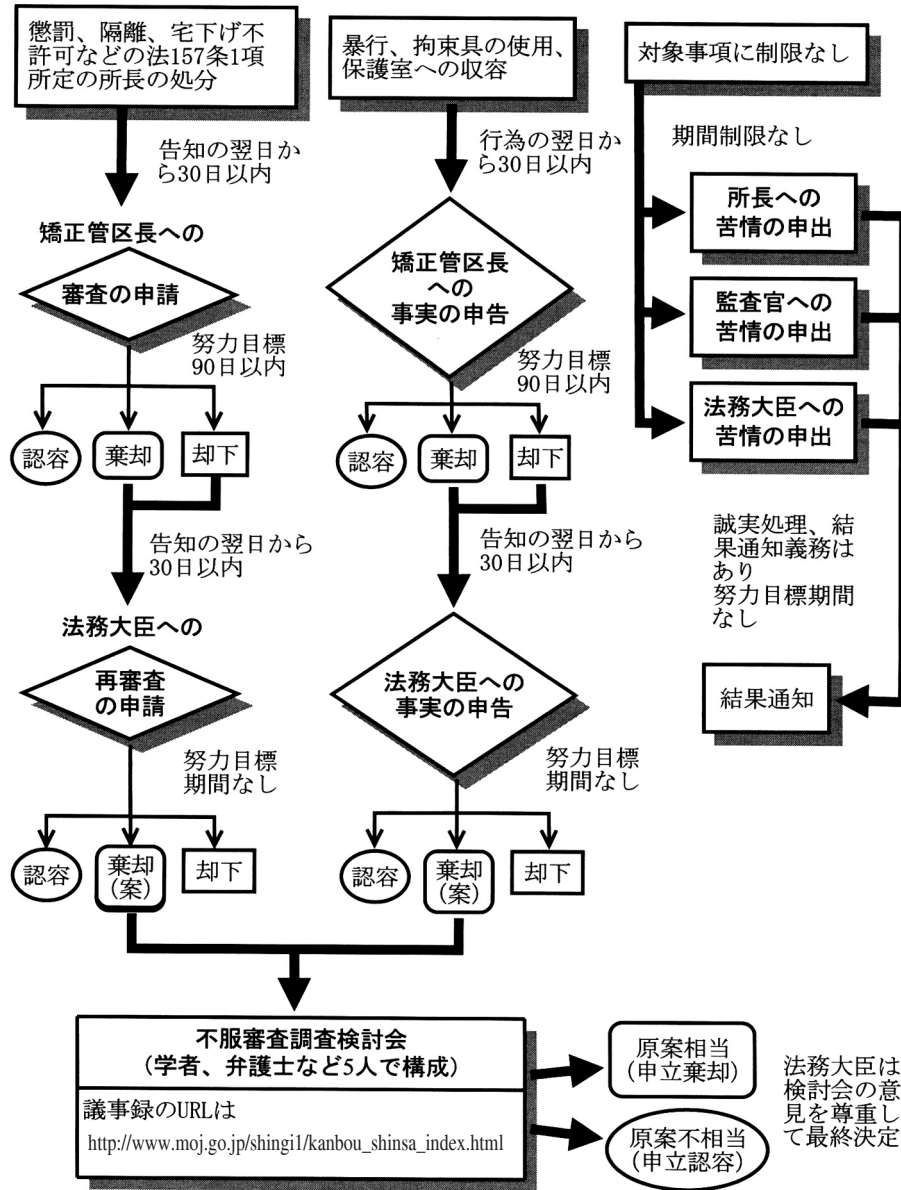
(2) 2011年6月16日岐阜地裁民事第1部判決

受刑者から特定の死刑確定者の支援団体に宛てた信書の発信を、法129条1項3号および6号に該当するものとして不許可とした処分に対し、処分の取り消しと慰謝料1万円が認められた事例。ただし、2012年8月31日名古屋高裁で逆転敗訴している。

(3) 2012年1月25日岐阜地裁民事第2部判決

受刑者とその知人である個人救済誌の編集長との間の信書の発受が、「犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」（法128条）との間の信書の発受にあたるとして禁止したのに対し、禁止処分の取消及び慰謝料の支払いを求め、裁判所は処分取り消しおよび慰謝料2万円の支払いを命じた事例。

刑事被収容者処遇法の不服申立制度



監獄人権センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-3-16 ライオンズマンション御苑前703
 TEL&FAX:03-5379-5055 E-mail:cpr@cpr.jca.apc.org URL:http://www.cpr.jca.apc.org/
 年会費(1口):一般5000円/学生3000円 郵便振替口座:00100-5-771629 監獄人権センター